告示

○財務省告示第二百二十号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年六月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第二十五回	一億二千六十一万円	一億二千五十四万二千七百五十四円
〃	第二十六回	一億七千四百六十七万円	一億七千四百五十七万二千六百十円
〃	第二十七回	一億九千七百万円	一億九千六百八十九万百四十二円
〃	第二十八回	五千百十三万円	五千百十万千五百二円
〃	第二十九回	一億二千九百九十二万円	一億二千九百八十四万七千五百七十四円
〃	第三十回	八千五百八十二万円	八千五百七十七万二千百五十円
〃	第三十一回	九千百一万円	九千九十五万九千二百八十二円
〃	第三十二回	一億八千四百八十五万円	一億八千四百七十四万六千九百三十円
〃	第三十三回	二千六百十八万円	二千六百十六万九千五百九十円
〃	第三十四回	一億八千二百九十四万円	一億八千二百八十六万七千百四十八円
〃	第三十五回	一億千七百九十七万円	一億千七百九十二万三千三十四円
〃	第三十六回	九千七百八十九万円	九千七百七十九万六千四百十四円
〃	第三十七回	一億四千百六十一万円	一億四千百四十五万二千六十四円
〃	第三十八回	二億四千百三十一万円	二億四千百四万八百七十四円
〃	第三十九回	五億七千百五十二万円	五億七千九十七万三千五百五十二円
〃	第四十回	八億二千九百十六万円	八億二千八百四十三万三千二百八十八円
〃	第四十一回	九億八千四百八十万円	九億八千四百一万五千三百二十八円
〃	第四十二回	九千五百三十一万円	九千五百二十三万四千三百二十六円
〃	第四十三回	七億五千百四十二万円	七億五千九十四万千六十四円
〃	第四十四回	五億八百十九万円	五億七百八十二万八千八十七円
〃	第四十五回	五億四百八十七万円	五億四百五十五万四百十円
〃	第四十六回	十三億八千七百十万円	十三億八千六百三十二万六千四百十円
〃	第四十七回	二十一億九千八百五十九万円	二十一億九千七百十八万八千五百七十四円
〃	第四十八回	千四百万円	千三百九十九万五百五十五円
〃	第四十九回	二千万円	千九百九十八万九千三百九十九円
〃	第五十一回	三百一万円	三百万八千九百五十円
〃	第五十二回	二千三百三十万円	二千三百二十九万二千八百六十六円
〃	第五十三回	千万円	九百九十九万七千八百七十七円
〃	第五十六回	七百万円	六百九十九万九千五十一円
〃	第五十七回	千万円	九百九十九万九千二十七円
〃	第五十九回	五千五百十一万円	五千五百十万九千五百四十八円
個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第十九回	一億七千百八万円	一億七千五十万七千四百八十六円
〃	第二十回	五千九百八十六万円	五千九百七十五万三百十四円
〃	第二十一回	一億千六百八十一万円	一億千六百四十六万五千六百四十六円
〃	第二十二回	二億四千百八十八万円	二億四千八十七万七千八百十二円
〃	第二十三回	三億六千六百六万円	三億六千四百八十六万四千百三十八円
〃	第二十四回	三億九十九万円	三億二十二万二千五百七十八円